

農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を 4  
分の 1 以上とすることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 5 項ただし書及び  
農業委員会等に関する法律施行規則（昭和 26 年農林省令第 23 号）第 2 条第 2 号の  
規定により、農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を  
4 分の 1 以上とすることについて、議会の同意を求める。